

日本時計学会 青木賞 規定

1. 総則

青木賞は、日本時計学会の設立に尽力された、初代会長 青木保博士のご遺族より贈られた寄付金を基に創設された。

日本時計学会では、故・青木保博士（東京大学 名誉教授）の研究業績を記念し、日本時計学会誌上に発表された優れた論文に対し、青木賞を贈り、これを表彰するものとする。

2. 審査規定

2.1 審査期間 年度の前半期を審査期間とする。

2.2 審査方法 原則として予備審査と本審査の二段階とする。

2.2.1 予備審査 表彰委員会委員を除き、別に選ばれた選考委員が行う。査読論文の割当は幹事が行い、選考委員への査読論文の割当は関連論文を避けるよう特に配慮する。

予備審査では、選考委員は割り当てられたいくつかの論文を審査し、相対評価を行って、その結果を幹事に報告する。

2.2.2 本審査 予備審査の結果に基づいて表彰委員が上位数編の論文の再査読を行って、授賞論文を選出する。

2.3 審査対象 前年度の最終号までの過去2年度分の学会誌に掲載された論文（前年度の青木賞受賞論文の筆頭著者を筆頭著者とする論文を除く）を審査対象論文とする。

2.4 審査基準 選考にあたっては、論文の独創性、困難性、有用性（学術・技術への貢献度）を考慮する。

3. 委員の資格

3.1 表彰委員会委員長 代表理事が指名する。表彰委員会委員長は表彰委員会委員及び選考委員を選出し、代表理事がこれを委嘱する。

3.2 表彰委員会委員 原則として理事・運営委員より選ばれる。ただし、論文著者および論文に関係のある会社・機関の同一部門の人は、委員から除かれる。

3.3 選考委員 原則として理事・運営委員より選ばれる。ただし、各選考委員の審査対象論文については、自己の論文および自己の所属する会社・機関の同一部門の論文を審査対象外とする。

3.4 幹事 代表理事が指名する。原則として理事・運営委員より選ばれる。

4. 表彰

4.1 表彰は、年1回、学術講演会の場で表彰式を行う。

4.2 表彰論文は、原則として毎年1件とする。

4.3 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈する。

改訂履歴

1. 1966年（昭和41年）10月：第1版 新規設定。
2. 1983年（昭和58年）3月：第2版 一部改訂
3. 1995年（平成7年）3月：第3版 審査期間、委員の資格を一部改訂
4. 2012年（平成24年）6月：第4版 審査対象を一部改訂
5. 2014年（平成26年）12月：第5版 一部改訂
6. 2020年（令和2年）12月：第6版 審査期間、審査対象を一部改訂